

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記(1)以外の事故は、事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
 - イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
 - ウ 無断外出（見つかった場合）
 - エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）
- 注） ・ 入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
 ・ 在宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。

(11) 人員基準

ア 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護も同様）

- 主な指摘事例
- 従業者が常勤換算方法で2.5人以上確保されていない

《参考》

- ※ 従業者の員数：常勤換算方法（注）で2.5人以上とする。
- ※ サービス提供責任者：常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業所の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該員数については、事業の規模に応じて常勤換算によることができる。

（注）常勤換算： 職員の勤務延べ時間数を、その事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数で（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）割って計算 → つまり、常勤になおすと何人分になるのか。

【計算例】 非常勤従業者のAさん『月の勤務時間：80時間』
 この事業所の常勤従業者の月の勤務延時間数：160時間
 $80時間 \div 160時間 = 0.5人$
 （Aさんを常勤に換算すると0.5人になる。）

イ 生活介護

- 主な指摘事例
- 嘱託医の配置を医療機関との協力医療機関の契約又は協定をもって嘱託医を配置したものと解釈しており、嘱託医契約を締結するなど適切な嘱託医の配置が行われていない。
 - 医師を配置していない取扱いとしているにも関わらず、本体報酬の減算を行っていない。

《参考》

- ※ 医師： 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医を確保することをもってこれを満たすものとして扱うことでもよい。）
 なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱い可（この場合、本体報酬より12単位減算）。
- ※ 生活支援員： 生活介護の単位ごとに、1人以上（うち1人以上は常勤であること。）
- ※ 看護職員： 生活介護の単位ごとに1人以上
- ※ 理学療法士又は作業療法士
 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、

生活介護の単位ごとに、訓練に必要な数。

(理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、これらに代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う看護師等を機能訓練指導員として配置しても可。)

(注1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、①から③までに掲げる『平均障害支援区分』に応じてそれぞれ①から③までに掲げる数を確保すること。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 平均障害支援区分が4未満 | 利用者の数を6で除した数以上 |
| ② 平均障害支援区分が4以上5未満 | 利用者の数を5で除した数以上 |
| ③ 平均障害支援区分が5以上 | 利用者の数を3で除した数以上 |

(注2) 『平均障害支援区分』の算定

(区分2に該当する前年度の延べ利用者数×2+区分3に該当する前年度の延べ利用者数×3+区分4に該当する前年度の延べ利用者数×4+区分5に該当する前年度の延べ利用者数×5+区分6に該当する前年度の延べ利用者数×6)÷総延べ利用者数(算出結果は、小数点第2位を四捨五入する。)

(注3) 旧法指定施設が新体系に移行する場合の平均障害支援区分の算定については新体系の移行を申請した日の前日から直近1月の平均障害支援区分等によって求める。申請段階における平均障害支援区分については、移行後3月間の実績により、見直すことができる。

(注4) 利用者の数

利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新設や増改築の場合は、推定数による。推定数は利用定員の90%で算出(6月未満の間は定員の90%、6月以上1年未満の間は直近6月の利用者延数を開所日数で割る。)

ウ 就労系事業所、共同生活援助

主な指摘事例

○ 複数事業所を併設している事業所において、一つの事業所で常勤として配置すべき生活支援員等の従業者が、実際は併設されているもう一つの事業所で勤務している時間帯があり、常勤要件を満たしていない。また、事業所間での従業者の利用者に対する支援状況が混在している。

※ 管理者やサービス管理責任者など同時並行的に職務を行うことができる職種以外であっても併設事業所での勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば当該事業所の常勤だと誤った認識をしている事例が散見される。

エ 多機能型事業所(指定障害福祉サービス)

① 常勤での配置が求められている職種の従業者の取扱いについて

主な指摘事例

○ 多機能型事業所内において、常勤での配置が求められている職種であるにも関わらず、他の職種との勤務時間を合算して常勤要件を満たしていれば、人員基準を満たしているものと解釈していた。

《参考》

※ 多機能型事業所においては、各サービス事業所ごとに配置の従業者間では、兼務不可であり、各サービスごとに常勤の従業者の配置が求められている職種については、常勤・専従となるよう必要な従業者の確保が求められている(管理者及びサービス管理責任者を除く)。

(特例)

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の員数に関わらず、1人以上とする。

<障害児通所支援の場合>

「多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、指定児童発達支援の指導員と指定放課後等デイサービスの指導員とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。」(解釈通知) ※指定障害福祉サービスとは解釈が異なることに留意すること。

② サービス管理責任者の配置について

主な指摘事例

- 生活介護サービスと就労継続支援B型サービスを実施している多機能型事業所に配置が求められているサービス管理責任者については、サービス管理責任者研修の第1分野（介護）及び第4分野（就労）の両分野の研修を修了していなければならないにもかかわらず、第4分野（就労）の研修を修了していない従業者を配置していた。

《参考》

- ・多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者は、当該多機能型事業所において提供されるサービス全ての分野のサービス管理責任者の要件を満たしていなければならないとされている。

※ サービス管理責任者の要件

次の①～③いずれの要件も満たしていること。

- ① 実務経験者であること
- ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者等であること
- ③ サービス区分に応じた分野（注）のサービス管理責任者研修の修了者であること。

（注）サービス区分に応じた研修分野

- ・療養介護・生活介護
～ 介護に関する分野
- ・自立訓練（機能訓練）
～ 身体障害者の地域生活に関する分野
- ・自立訓練（生活訓練）、共同生活援助
～ 身体障害、知的障害又は精神障害者の地域生活に関する分野
- ・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
～ 就労に関する分野

2 個別支援計画作成の基本ルールに関する事項

個別支援計画は、サービス提供の要（事業者の根拠）です。

項 目	居宅（重度訪問）介護・同行援護・行動援護 [平24条例100] 〈第26, 27条（準用）〉	その他 [平24条例100] 〈第60条（準用）〉	施設入所支援 [平24条例101] 〈第25条〉
計画作成担当者 指摘事項	サービス提供責任者 ・サービス提供責任者が作成していない	サービス管理責任者 ・サービス管理責任者が作成していない	サービス管理責任者 同左
アセスメント	①利用者の状況把握や分析等をする ②課題を明確化する	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する	同左
指摘事項	・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録	・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録 ・本人の希望のみ把握し、その他の情報はない	同左
計画原案作成	①援助の方向性や目標 ②担当従業者の氏名 ③サービスの具体的内容 ④所要時間 ⑤日程 ⑥その他留意事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項	同左
指摘事項	・必要事項の記載がない	・必要事項の記載がない	同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	必要に応じて —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・未開催 ・会議録がない ・サービス管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付	①利用者及びその家族に説明 ②遅滞なく利用者に交付	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者に交付	同左
指摘事項	・交付が確認できない ・交付していない	・交付が確認できない ・文書同意がない	同左
計画実施状況の把握（モニタリング）	①サービスが計画に沿っているか？ ②目標達成度合いは？ ③利用者の意向、満足度は？	同左	同左
指摘事項	・把握（モニタリング）していない ・各ヘルパー任せ	・未実施、不要と思っている ・実施の記録がない	同左
計画の見直し・変更	必要に応じて変更を行う	①少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ②自立訓練・就労移行支援は、少なくとも3月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う	同左
指摘事項	・全く行っていない ・必要性を認識していない	・長期間見直しが ・年に1回のみ実施 ・変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左
未作成減算	—	所定単位数の70% （3月目以降50%）	同左
指摘事項	・計画に位置づけのないサービスは、過誤調整の対象（注1）	・減算処理をしていない	同左

項目	一般相談支援(地域移行支援) [平24厚令第27号] 〈第20条〉	(医療型)児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 [平24条例104] 〈第27,28条(準用)〉	障害児入所支援 [平24条例105] 〈第21,22条〉
計画作成担当者 指摘事項	指定地域移行支援従事者 —	児童発達支援管理責任者 ・児童発達支援管理責任者が作成していない(注2)	同左 同左 (注2)を除く。
アセスメント 指摘事項	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する —	①保護者及び障害児に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する ・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録 ・障害児及びその保護者の希望のみ把握し、その他の情報はない	同左 同左
計画原案作成 指摘事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 —	①保護者及び障害児の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの具体的内容(行事及び日課等を含む。) ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 ・必要事項の記載がない	同左 同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	施設等や精神科病院の担当者等を招集し、計画原案への意見を求める —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・未開催 ・会議録がない ・児童発達支援管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付 指摘事項	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者へに交付 —	①保護者及び障害児に説明し、文書同意を得る ②保護者に交付 ・交付が確認できない ・文書同意がない	同左 同左
計画実施状況の把握(モニタリング) 指摘事項	概ね週1回以上、利用者との対面による支援を行い、結果を記録 —	①サービスが計画に沿っているか? ②目標達成度合いは? ③保護者及び障害児の意向、満足度は? ・未実施、不要と思っている ・実施の記録がない	同左 同左
計画の見直し・変更 指摘事項	適宜、見直しを行い、必要に応じて変更を行う —	少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ・長期間見直しがない ・年に1回のみ実施 ・変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左 同左
未作成減算 指摘事項	— ・計画を作成していない場合は、請求不可	所定単位数の70% (3月目以降50%) ・減算処理をしていない	同左 同左